

議案第92号

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期計画の認可について

平成31年2月8日付けで別紙申請書により申請のあった地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期計画については、申請のとおり認可する。

平成31年2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期計画について認可をするため、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙申請書)

大病財第18号

平成31年2月8日

大阪市長 吉村洋文様

地方独立行政法人大阪市民病院機構

理事長 瀧藤伸英 印

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期計画の認可申請について

地方独立行政法人法第26条第1項の規定により、地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期計画を別紙のとおり作成しましたので、認可されるよう申請します。

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期計画

前文

地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「大阪市民病院機構」という。）は、平成26年10月の法人設立以来、地方独立行政法人法の趣旨に基づき、大阪市において必要となる医療のうち、民間の医療機関では対応が困難な医療を効率的かつ効果的に提供し、市民の健康の維持及び推進に努めてきた。

平成30年度までの第1期中期計画では、診療機能のより一層の充実・強化、患者サービスの向上、組織の整備、人事給与制度改革などによるガバナンス体制の強化など地方独立行政法人としての基盤固めに努めた。総合医療センターにおいては、手術室、ICU（集中治療室）、外来化学療法室などを拡充する大規模改修を行い全国有数の医療機能の更なる充実を図った。平成28年にはDPC特定病院群（旧Ⅱ群病院）に昇格し、平成30年には継続の認定を受けるとともに、総合入院体制加算1を取得した。十三市民病院においては、地域に求められる医療を提供するために内科系二次救急を実施・拡充し、HCU（高度治療室）を新設した。

平成31年度からの第2期中期計画期間においては、第1期に整備した経営基盤を土台に、地域医療構想や新公立病院改革ガイドラインを踏まえながら、総合医療センターは高度急性期病院として最高水準の医療の充実・強化をめざし、十三市民病院は急性期病院として地域に求められる医療を提供し、各病院の理念に基づく医療を推進していく。また、住之江診療所は住吉市民病院の廃止後、暫定的に小児・周産期における一次医療を提供する。

今後も医療環境の変化に柔軟に対応しながら、診療機能のより一層の充実・強化に取り組むとともに、安心、安全、納得の質の高い医療を提供することで、市民の信頼に引き続き応えていく。

第1 中期計画の期間

中期計画の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とす

る。

第2 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため にとるべき措置

総合医療センター、十三市民病院及び住之江診療所（以下これらを「病院等」という。）は、病院等の理念に沿った運営を行い、市民に提供する医療サービス
その他業務の質の向上に努める。

1 求められる医療の提供

地域医療機関との連携及び役割分担のうえ、5 疾病（がん・脳卒中・心筋梗塞
等の心血管疾患・糖尿病・精神疾患）・4 事業（救急医療・災害医療・周産期医
療・小児医療）を含めた以下に記載する医療を重点的に担い、求められる医療機
能の充実を一層進める。

病院等の名称	役割
総合医療セン ター	・ 5 疾病への対応 ・ 救命救急医療、総合周産期母子医療センターとしての周産 期医療、小児医療、総合的がん医療、精神科救急・合併症 医療、第一種・第二種感染症指定医療機関としての感染症 医療など高度・専門的医療の提供
十三市民病院	・ 結核医療を含む呼吸器医療の提供 ・ 地域の医療ニーズに応え、近隣の医療機関との連携・機能 分担を踏まえた急性期医療の提供
住之江診療所	・ 小児・周産期に係る一次医療の提供

(1) 救急医療（総合医療センター）

- ・ 大阪市内に6 か所ある救命救急センターとして、三次救急医療を提供してお
り、救急隊や地域医療機関から緊急診療要請のある重症患者の受入に対応で
きるよう医療機能の充実を図る。

(2) 周産期医療（総合医療センター）

- ・総合周産期母子医療センターとして、合併症妊娠、重症妊産婦などリスクの高い妊婦や1,000 g未満の超低出生体重児、先天性疾患のある新生児への対応などの高度な周産期医療を提供する。
- ・OGCS（産婦人科診療相互援助システム）及びNMCS（新生児診療相互援助システム）の基幹病院として、周産期緊急医療体制の確保に取り組む。

(3) 小児医療（総合医療センター）

- ・全国15病院の1つとして小児がん拠点病院の指定を受けており、広域で小児がん診療の中心的な役割を担っていく。
- ・総合病院としての強みを活かし、小児期からの移行が課題とされているAYA世代（思春期、若年成人期）に対し支援を行うとともに、高度な専門医療提供をリードしていく。

(4) がん医療（総合医療センター）

- ・地域がん診療連携拠点病院の指定を受けており、手術・放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療を提供する。
- ・がんゲノム医療連携病院として指定を受けており、遺伝情報から個々の患者に最適な治療法を選択するがんゲノム医療を提供する。
- ・多くの苦痛を抱えるがん患者に対し緩和医療を提供するとともに、がんを抱えながら生活していくための、がん医療に関する情報発信、セカンドオピニオン（患者やその家族が、治療法等の判断にあたって、主治医とは別の専門医の意見を聞くこと）、就労支援などがん患者の相談・支援の充実に取り組む。

(5) その他の医療（総合医療センター）

- ・大阪市内のほとんどの救急告示病院が精神科を有していないため、精神疾患と身体疾患を併せ持つ患者への対応について、現在の救急医療体制では困難とされているなか、精神科を持つ総合病院の特性を活かし、精神科救急・合

併症医療を提供する。

- ・ 第一種感染症病床 1 床を大阪市内では唯一有しており、感染力や罹患した場合の重篤性の高い一類・二類感染症をはじめ、新興感染症等への対応を迅速に行うため、府・市の関係機関との連携を図り、集団発生等に円滑に対応する。
- ・ ロボット・内視鏡下手術などの更なる低侵襲治療など、高度で質の高い医療を提供する。

(6) 結核医療（十三市民病院）

- ・ 全国の中でも結核の罹患率が高い状態が続いている大阪市内において結核医療を提供する。また、高齢者や免疫低下者等に多い合併症にも対応する。

(7) その他の医療（十三市民病院）

- ・ 地域の医療機関と連携を更に進め、地域の医療ニーズに対応した急性期医療を提供するとともに、内科系二次救急医療機関として、救急隊や地域の医療機関からの緊急診療要請に対応する。

(8) その他の医療（住之江診療所）

- ・ 住吉市民病院廃止後、小児・周産期における一次医療に対応するため、暫定的に住之江診療所を設けて、地域医療の確保に努める。

(9) 災害時の対応

- ・ 災害発生時には、災害拠点病院に指定されている総合医療センターを中心とし、市町村災害医療センターに指定されている十三市民病院と連携して迅速に対応するとともに、医師・看護師・救急救命士などで構成されるDMAT（災害派遣医療チーム）を現地に派遣するなど求められる医療機能を発揮する。
- ・ 災害発生時に迅速かつ的確に対応するため、医薬品など医療物資や水、食料の備蓄及び諸設備の維持管理を行うとともに、定期的に防災訓練や災害医療訓練を実施する。

(10) 研究機能の強化

- ・各病院の特長を活かしながら、保険診療では不可能な治療に対しても、先進医療制度や厚生労働省、文部科学省の科学研究費助成制度を利用し、臨床研究や臨床試験を進める。また、実地医療に還元できる遺伝子診断研究にも取り組む。
- ・医師自らが実施する「医師主導治験」をはじめ積極的に治験に取り組み、新薬の開発等に貢献する。
- ・厚生労働省認定の倫理審査委員会である「臨床研究倫理委員会」を中心に、臨床研究法（平成29年法律第16号）及びGCP省令（医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号））に定められた実施基準を遵守しながら、質の高い研究活動の推進を図る。

2 信頼される温かな医療の実践

医療安全対策等の徹底、医療の標準化及びチーム医療体制の構築により、より安全で効率的な医療を提供する。また、患者・家族の考えを理解したうえで、患者にとって最適な医療を納得して選択できるよう意思決定を支援しながら、臨床倫理課題に関しても職員で共有を図っていく。さらに患者ニーズに対応し、患者満足度の向上を図ることで、患者のこころに寄り添い、そして応える、温かな医療を実践する。

(1) 医療安全対策等の徹底

- ・安心して信頼できる医療を実践するため、インシデント報告システムを活用し、医療事故の発生予防と再発防止に取り組むとともに、複数の医療職で構成する感染管理制御チームの定期的な院内ラウンドによる院内感染予防策を実施するなど、医療安全対策等を徹底する。

(2) 医療の標準化

- ・より安全で効率的な医療を実践するため、クリニカルパス（患者状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画）の作成、適用及び見直しを

推進するなど、医療の標準化に取り組む。

(3) チーム医療の実践及び専門性の発揮

- ・高齢化社会のもと、高度複雑化する疾患にも対応し、各専門職の高い専門性をより発揮するため、医師、看護師等の連携によるチーム医療を一層推進し、QOL（患者の生活の質）の向上を図る。

(4) 意思決定支援

- ・インフォームド・コンセント（正しい情報を伝えた上での医療従事者と患者の合意）の理念に基づき、患者・家族の考えを理解したうえで、患者にとって最適な医療を納得して選択できるよう、意思決定の支援を行う。
- ・患者等が主治医以外の専門医の意見及びアドバイスを求めた場合に適切に対応できるよう、セカンドオピニオンや相談支援の充実に取り組む。

(5) 医療倫理観の向上

- ・医療倫理観の向上を図るため、患者の権利や日々の診療における臨床倫理の課題に対し、医療倫理に関する委員会においてチェックするとともに、カンファレンスや研修を実施し職員に浸透させる。

(6) 患者満足度の向上

- ・患者満足度調査や院内に設置している患者からの意見箱などを通じ、患者ニーズをより具体的に把握して改善策を講じるとともに、ボランティアとも連携し、患者の視点に沿った患者サービスの向上を図る。
- ・患者に安心、安全、納得の最適な医療を提供し、信頼に添えていくことはもとより、患者及び来院者により快適な環境を提供するため、総合的な待ち時間対策や院内環境等の快適性向上に引き続き努める。
- ・職員の行動、言動や身だしなみが患者満足度に直結することを意識して、接遇の向上に努める。

3 地域医療連携の強化及び地域への貢献

地域医療連携の強化や市民への保健医療情報の提供・発信などに努め、市民に

信頼され、地域に貢献する病院をめざす。

(1) 地域医療機関との連携

- ・地域医療支援病院である総合医療センターをはじめ、十三市民病院においても、地域医療機関との紹介・逆紹介を進めるとともに、地域の医療従事者の育成や高度医療機器の共同利用の促進等、地域医療機関との連携に努める。

(2) 全世代を対象とする地域包括ケアシステム

- ・国が推進する地域包括ケアシステムの中で高度急性期又は急性期を担う病院としての役割を果たすため、高齢者に限定せず全世代を対象に医療機関、訪問看護施設及び介護サービス施設などと多施設多職種で連携を進める。
- ・患者が退院から在宅へ円滑に移行できるように、入院前又は入院初期から積極的に支援を行う。

(3) 市民への保健医療情報の提供・発信

- ・市民公開講座等を定期的で開催するとともに、ホームページによる情報発信を積極的に行うなど、様々な方法で市民への保健医療に関する情報の提供や発信を進める。

4 優れた医療人の育成・確保

- ・教育研修機能の充実やキャリア開発支援など人材育成に努め、医療機能の維持向上を図る。特に医師については、基幹型臨床研修指定病院である総合医療センターを中心として幅広い診療能力が習得できる研修プログラムを実施し、将来を担う若手医師を育成する。
- ・職員のライフスタイルやライフステージに応じた勤務制度や多様な雇用形態を整備・改善し、長時間労働の軽減に努めるなど、風通しがよく職員が誇りとやりがいを実感できる魅力ある職場づくりを進めるとともに、優秀な医療人材の確保に向け採用活動の促進に取り組む。

第3 業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善に関する目標を達成するため
にとるべき措置

市民病院が果たすべき医療機能を良質な環境や体制で市民に提供していくために、持続的運営が可能となる経営基盤の確立が求められることから、効率的・効果的な病院経営に努める。

1 自律性・機動性・透明性の高い組織体制の確立

地方独立行政法人制度のメリットである自律性・機動性を活かし、理事長のリーダーシップのもと、医療や病院経営をめぐる環境変化に対し、必要に応じて診療科などの組織の変更や再編、柔軟な職員配置などを行い、診療報酬改定や患者動向に迅速かつ柔軟に対応する。

公的使命を適切に果たし、市民からの信頼を確保するため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに関係規程を整備し、適切な運用を図る。

業務執行におけるコンプライアンスを徹底するため、職場研修を定期的で開催するなど、意識啓発のための取組みを継続的に実施する。

2 経営基盤の安定化

中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標の達成に向け、月次で経営状況を把握し、適切に改善策を実行するなど、効率的な病院経営を行うとともに、求められる医療の提供や地域医療機関との連携を強化するなかで患者の確保に努め、経営基盤の安定化を図る。

(1) 収入の確保

- ・診療報酬改定への迅速な対応により、増収のための体制の充実及び適正化を図り、継続的に安定した収入を確保する。また、請求もれや査定減の防止対策にも取り組む。
- ・患者負担分に係る未収金の滞納発生の未然防止に努めるとともに、発生した未収金については早期回収に取り組む。

(2) 給与費比率の改善

- ・医療の質の向上や医療安全の確保、患者へのサービス向上などに十分配慮したうえで、職員の適正配置を行い、給与費の適正化に努める。

給与費比率に係る目標

病院名	平成29年度実績	平成35年度目標値
総合医療センター	50.6%	52.0%
十三市民病院	57.9%	59.9%

※ 給与費比率＝給与費÷医業収益（運営費負担金を含まない）×100

(3) 材料費比率の改善

- ・価格交渉、病院等を一元的に管理するSPD（院内物流管理システム）の活用、同種同効品の標準化の推進及び後発医薬品の採用拡大などにより、材料費の適正化に努める。

材料費比率に係る目標

病院名	平成29年度実績	平成35年度目標値
総合医療センター	30.8%	31.5%
十三市民病院	19.9%	19.2%

※ 材料費比率＝材料費÷医業収益（運営費負担金を含まない）×100

(4) 経費比率の改善

- ・複数年契約や複合契約、競争的契約候補者決定法等の多様な契約手法の活用などにより、経費の節減に努める。

経費比率に係る目標

病院名	平成29年度実績	平成35年度目標値
総合医療センター	15.8%	15.6%
十三市民病院	21.7%	21.2%

※ 経費比率＝経費÷医業収益（運営費負担金を含まない）×100

(5) 医業収支比率等の改善

- ・経営改善に取り組み、医業収支比率、経常収支比率、自己資本比率の改善に

努める。

医業収支比率に係る目標

病院名	平成29年度実績	平成35年度目標値
総合医療センター	88.9%	84.5%
十三市民病院	84.5%	86.3%

※ 医業収支比率＝医業収益（運営費負担金を含まない）÷医業費用

経常収支比率に係る目標

病院名	平成29年度実績	平成35年度目標値
総合医療センター	89.5%	85.1%
十三市民病院	82.6%	85.0%

※ 経常収支比率＝（営業収益＋営業外収益）（運営費負担金を含まない）÷（営業費用＋営業外費用）

自己資本比率に係る目標

平成29年度	平成35年度目標値
5.6%	1.7%

※ 自己資本比率＝資本÷（資本＋負債）

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

地方独立行政法人法の趣旨に沿って、市からの適切な運営費負担金の投入のもと、公的医療機関として果たすべき医療機能を継続して提供していくためには経営基盤の確立が不可欠であることから、効率的な病院経営に努める。

1 予算（平成31年度～平成35年度）（単位：百万円）

区分	金額
収入	
営業収益	238,756

医業収益	213,805
運営費負担金	24,496
その他営業収益	455
営業外収益	3,118
運営費負担金	1,423
その他営業外収益	1,695
資本収入	40,762
運営費負担金	13,692
長期借入金	27,070
その他資本収入	0
その他収入	0
計	282,636
支出	
営業費用	224,012
医業費用	223,207
給与費	112,960
材料費	70,550
経費	38,132
研究研修費	1,565
一般管理費	805
営業外費用	4,252
資本支出	47,643
建設改良費	27,184
償還金	20,459
その他資本支出	0
その他支出	0
計	275,907

※ 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している

※ 期間中の診療報酬の改定、給与改定、物価の変動等は0%として試算している

【人件費の見積り】

期間中総額113,540百万円を支出する。

なお、当該金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、退職給与金及び法定福利費等の額に相当するものである。

【運営費負担金の算定ルール】

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。

建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

2 収支計画（平成31年度～平成35年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入の部	257,258
営業収益	254,140
医業収益	213,805
運営費負担金収益	38,074
資産見返負債戻入	1,806
その他営業収益	455
営業外収益	3,118
運営費負担金収益	1,423
その他営業外収益	1,695
臨時利益	0
支出の部	258,626
営業費用	239,488

医業費用	238,683
給与費	112,960
材料費	64,253
経費	34,778
研究研修費	1,565
減価償却費	25,127
一般管理費	805
営業外費用	16,306
臨時損失	2,832
純損益	△1,368
目的積立金取崩額	0
総損益	△1,368

※ 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している

※ 期間中の診療報酬の改定、給与改定、物価の変動等は0%として試算している

3 資金計画（平成31年度～平成35年度）（単位：百万円）

区分	金額
資金収入	283,607
業務活動による収入	241,874
診療業務による収入	213,805
運営費負担金による収入	25,919
その他の業務活動による収入	2,150
投資活動による収入	13,692
運営費負担金による収入	13,692
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	27,070
長期借入による収入	27,070

その他の財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	971
資金支出	283,607
業務活動による支出	225,212
給与費支出	113,540
材料費支出	70,550
その他の業務活動による支出	41,122
投資活動による支出	27,184
有形固定資産の取得による支出	23,026
無形固定資産の取得による支出	4,158
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	23,511
長期借入金の返済による支出	2,488
移行前地方債償還債務の償還による支出	17,971
その他の財務活動による支出	3,052
次期中期目標の期間への繰越金	7,700

※ 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している

※ 期間中の診療報酬の改定、給与改定、物価の変動等は0%として試算している

第5 短期借入金の限度額

1 限度額10,000百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

- (1) 運営費負担金の受入れ遅延等による資金不足への対応
- (2) 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応
- (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費への対応

第6 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

平成30年3月末の閉院に伴い不要財産となることが見込まれるもと住吉市民病院の土地及び建物について、地方独立行政法人法第42条の2第1項の規定により、当該目標期間中に市に現物納付するものとする。

第7 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・修繕、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。

第9 料金に関する事項

1 使用料

診療を受ける者の入院料、手術料、投薬料その他の使用料は、次に定める額とする。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）その他の法令により診療を受ける者 健康保険法第76条第2項及び第85条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）、高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項及び第74条第2項その他の法令等の規定に基づき算定する額（その診療について消費税及び地方消費税を課される場合においては、当該額に消費税率（地方消費税率を含む。）に1を加えた率を乗じて得た額）

(2) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる診療を受ける者その他理事長が定める者 理事長が別に定める額

(3) 次に掲げる使用料については、別に定める。

① 前2号の規定により算定し難いもの

② 入院料加算額

2 手数料

診断書、検案書又は証明書の交付を請求する者に対しては、1通につき理事長

が定める手数料を徴収する。

3 使用料等の還付

既納の使用料及び手数料は、還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 使用料等の減免

理事長が必要と認めるときは、使用料又は手数料を減免することがある。

虚偽の申立てにより、使用料又は手数料の減免を受けたことを発見した時は、その料金を追徴する。

第10 地方独立行政法人大阪市民病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則（平成26年大阪市規則第192号）で定める業務運営に関する事項

1 積立金の使途

前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備・修繕、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。

2 その他法人の業務運営に関し必要な事項

(1) 施設及び設備に関する計画（平成31年度～平成35年度）

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、 医療機器等整備	総額27,184百万円	大阪市長期借入金等

※ 金額については見込みである

※ 各事業年度の大阪市長期借入金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される

(2) 人事に関する計画

・良質な医療サービスを継続的に提供するため、専門知識等を有する優れた職員を確保し、医療需要の質の変化や患者動向等に迅速に対応できるよう効果的な人員配置に努める。

(期初における常勤職員見込数) 2,176人

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

・移行前地方債償還債務

(単位:百万円)

年度 項目	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	中期目 標期間 償還額	次期以降 償還額	総債務 償還額
移行前 地方債 償還債 務	3,655	3,566	3,584	3,432	3,734	17,971	7,855	25,826

・長期借入金

(単位:百万円)

年度 項目	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	中期目 標期間 償還額	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借 入金	1,347	130	189	822	0	2,488	35,341	37,829

(4) その他

- ・大阪市民病院機構が地方独立行政法人としての自律性、機動性を活かし、その使命を果たしていくためにも、市と連携しながら脆弱な財務体質の強化に努める。
- ・総合医療センターが将来にわたり高度急性期病院としての使命を果たし続けるためには、施設・設備の老朽化は許されず、計画的な施設・設備の更新とともに、将来的な建替えも視野に市と連携して適切に対処する。
- ・住吉市民病院跡地の新病院の整備や大阪府市共同住吉母子医療センターの運営の検証に関して、市と連携して進める。

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

（中期計画）

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 - 4 省 略

（料金及び中期計画の特例）

第83条 省 略

2 省 略

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。